

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」 該当番号 | 作成日 | 更新日 |
|-----|-------------------|--|--|---|----------------|--|
| 1 | コンソーシアム (趣旨) | コンソーシアムは何をするのですか。 | <p>コンソーシアムは、新型コロナウイルス感染症の拡大等により雇用情勢が悪化している状況において、大阪府と民間人材サービス事業者が連携して求職者支援を実施することにより、事業主の採用意欲を高め、求職者の早期就職と定着を実現することを目的として設置した共同事業体です。</p> <p>(民間人材サービス会社の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各社の強みを活かした求人サイト上での特集展開 ・求職者への就職支援、事業主に対する採用・職場定着支援や府の雇用施策の周知などを実施 <p>(府の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府特設HPでコンソーシアム参画企業を紹介 ・NEXTステージ総合支援事業の補助金を支給 | 第1条、第3条 | 令和2年 10月16日 | 令和4年 10月13日 令和5年 4月1日 |
| 2 | コンソーシアム (参加要件) | コンソーシアム登録の募集期間はいつまでか。 | 募集の期限は、設定していませんが、コンソーシアム設置期間は令和6年3月31日までですので、それまでの期間で、適切に事業実施できる範囲でお申し込みください。 | 第3条、第12条 | 令和2年 10月16日 | 令和4年 7月1日 令和4年 10月13日 令和5年 4月1日 |
| 3 | コンソーシアム (参加要件) | 「OSAKA求職者支援コンソーシアム コロナ禍等における求職者全力応援宣言」は、必ず自社の求人掲載サイトで公表しないといけないのでしょうか。 | 自社の求人掲載サイト等において「OSAKA求職者支援コンソーシアム コロナ禍等における求職者全力応援宣言」を公表いただくようお願いします。 (コロナ禍等における緊急雇用対策の取り組みであることが求職者等にとってわかりやすい掲載をお願いします。) | 第3条(2) | 令和2年 10月16日 | 令和4年 10月13日 |
| 4 | コンソーシアム (参加要件) | グループ会社が既にコンソーシアムに参画している場合、同一のグループに属していれば登録の手続きは不要ですか。 | 登録は法人ごとに行うため、グループ会社がコンソーシアムに参画済みであっても法人ごとに手続きが必要です。 | 第4条、第5条 | 令和2年 10月16日 | |

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」 該当番号 | 作成日 | 更新日 |
|-----|-------------------|--|--|---|----------------|---------------|
| 5 | コンソーシアム (参加要件) | 同一企業が複数の求人掲載サイトを有している場合、サイトごとにコンソーシアム参加手続きをしなければならないでしょうか。 | 登録は法人ごとに行うため、同一の事業者が複数のサイトを運営している場合であっても、登録手続きは一度のみになります。 新たにURLを追加登録する場合は、「変更届出書（様式2）」を提出していただくことになります。 | 第4条、第5条 | 令和2年 10月16日 | 令和4年 1月26日 |
| 6 | コンソーシアム (参加要件) | コンソーシアムに参加するには、どのようにすればよいですか。 | 以下のHPに記載している「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」をご確認いただき、登録の手続きを行ってください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoutaisaku_tokuset/conso_shinki.html | 第4条（1）～（4）、 第5条 | 令和2年 10月16日 | 令和4年 1月26日 |
| 7 | コンソーシアム (参加要件) | なぜ、コンソーシアムに登録する要件として、職業安定法に規定する職業紹介事業の許可や届出が必要なのでしょう。 | 企業や求職者に対して支援を行うにあたり、その支援内容が法律上の職業紹介にあたる場合が考えられるため、今回のコンソーシアム参画の要件としています。 | 第4条（1） | 令和2年 10月16日 | |
| 8 | コンソーシアム (参加要件) | コンソーシアム登録は中小企業でもできるのか。 | 登録可能です。事業規模は要件に設定していません。 | 第4条 | 令和2年 10月16日 | |
| 9 | コンソーシアム (参加要件) | コンソーシアム参画の申込後、登録の適否の通知がされるまで、どれぐらいの期間がかかりますか。 | 申込書が到着してから、申込書の補正等がなければ1週間程度で登録決定通知を行う予定です。 | 第5条、第6条 | 令和2年 10月16日 | |
| 10 | コンソーシアム (参加要件) | 雇用促進支援金の実施期間は令和4年9月30日で終了したが、コンソーシアムには登録できるのか？ | 【No.2再掲】 募集の期限は、設定していませんが、コンソーシアム設置期間は令和6年3月31日までですので、それまでの期間で、適切に事業実施できる範囲でお申し込みください。 | 第3条、第12条 | 令和4年 10月13日 | 令和5年 4月1日 |

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」 該当番号 | 作成日 | 更新日 |
|-----|-----------------|---|---|---|----------------|--------------------------------|
| 11 | コンソーシアム (特集) | コロナ禍等における求人特集とは、具体的にはどのようなものでしょうか。 | 大阪府緊急雇用対策特設ホームページ「にであう」内の「求人情報」に掲載された求人特集をご参照ください。 例えば、「職場体験ができる求人特集」、「障がいのある方向け求人特集」や「第2新卒・20代向け求人特集」などがあります。 | — | 令和2年 10月16日 | 令和4年 10月13日 令和5年 4月1日 |
| 12 | コンソーシアム (特集) | コンソーシアム参画の申込をした場合、いつまでに特集ページを完成させなければいけないのでしょうか。 | 特集ページの作成期限は特に設けていませんが、コンソーシアム参画後、速やかに作成・掲載してください。 | 第3条(2) | 令和2年 10月16日 | |
| 13 | コンソーシアム (特集) | 特集ページに掲載する求人企業数について、最低限の掲載数の制限はあるのでしょうか。 | 特に最低掲載企業数などの設定は行っていません。 求職者支援の観点から、積極的な求人企業の開拓のもと、より多くの求人掲載をお願いします。 | 第3条(2) | 令和2年 10月16日 | |
| 14 | コンソーシアム (特集) | 登録事業者の要件として、求人掲載サイトを有しているとは、具体的にはどのようなものでしょうか。 | 登録事業者が自ら運営するウェブサイトにおいて、クライアントである企業の求人情報を掲載しており、その内容をウェブ上で誰でもが確認できる状況にあるものを指しています。なお、SNSやYouTubeなどは対象外です。 | 第4条(3) | 令和2年 10月16日 | 令和4年 10月13日 |
| 15 | コンソーシアム (特集) | 有料職業紹介事業許可は受けていますが、自社のサイトには求人広告は掲出していません。自社名義で、他社求人サイトにクライアント企業の求人を掲出していますが、コンソーシアム参画事業者として登録できますか？ | 登録できません。 | 第4条(3) | 令和2年 10月16日 | |
| 16 | コンソーシアム (特集) | 特集ページに掲載する企業の募集(営業)はいつから開始することができますか。 | コンソーシアムの登録決定通知を受けた後としてください。 | 第6条 | 令和2年 10月16日 | |

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

| No. | 項目 | 内容 | 回答 | 「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」 該当番号 | 作成日 | 更新日 |
|-----|-----------------|---|--|---|----------------|----------------|
| 17 | コンソーシアム (特集) | コンソーシアムに参画することが認められたが、まだ特集ページができていない場合、大阪府のHPにて当社が参画している情報は掲載されるのでしょうか。 | 特集ページができあがった段階で、コンソーシアム参加事業者として大阪府ホームページの一覧に追加して掲載します。 | — | 令和2年 10月16日 | |
| 18 | コンソーシアム (特集) | 特集ページに掲載する企業について、掲載料を無料もしくは割引きする際、大阪府への報告は必要でしょうか。 | 大阪府では、求人企業等に対して掲載料等の情報を一覧化して提供することとしているため、ご報告をお願いします。 | — | 令和2年 10月16日 | |
| 19 | コンソーシアム (特集) | 特集ページ等に府章を使用しても良いですか。 | 大阪府章は使用できません。 なお、大阪府との連携事業としての特集であることは表記していただいて構いません。 | — | 令和2年 10月16日 | |
| 20 | コンソーシアム (特集) | 特集内容を追加する場合は、どんな報告が必要か？ | 変更届出書（様式2）を提出してください。 | 第8条 | 令和2年 10月16日 | 令和4年 10月13日 |